

〔法学新報〕第十八卷八(二二二)号

明治四十一年九月一日

○中央大学の新学制 往年研究学生は各校の授業を自由に聴講するを許し各其長所を他校学生に均霑せしめんと議同盟学校間に興りたれとも種種の事情より異議ありて行はれず明治、中央の二大学のみは之を執行せしか其成績大に観るべきものあり

中央大学に於ては尚ほ進て新に選科聴講の制を設け何れの科を問はず之を開放することとし他校学生は勿論何人と雖も所志の科目を選択し其尊信する所の講師に就きて随意に聴講せしむることとなしたり

又同大学にては新学年より独逸大学に於ける「ブラクチクム」及び「ゼミナル」の制を参酌して大に実習科を拡張し大場、渡邊二「ドクトル」及び老練の間高き坂崎、常松二判官其授業を担当せらるる筈なり